

改正

昭和42年12月27日いわき市規則第50号
昭和46年3月31日いわき市規則第11号
昭和49年3月28日いわき市規則第15号
昭和51年3月31日いわき市規則第13号
昭和59年6月30日いわき市規則第58号
平成5年3月31日いわき市規則第14号
平成7年3月31日いわき市規則第25号
平成15年3月31日いわき市規則第34号
平成16年3月31日いわき市規則第21号
平成16年12月28日いわき市規則第52号
平成17年3月31日いわき市規則第5号
平成19年3月28日いわき市規則第17号
平成28年3月31日いわき市規則第16号
平成31年3月29日いわき市規則第14号
令和2年12月24日いわき市規則第52号

いわき市**重度心身障害児**童福祉金支給条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市**重度心身障害児**童福祉金支給条例（昭和42年いわき市条例第33号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 条例第3条の規定による申請は、**重度心身障害児**童福祉金受給資格認定申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に住民票の写しを添付して行わなければならない。

(決定及び通知)

第3条 市長は、前条の申請があつたときは、受給資格を決定し、**重度心身障害児**童福祉金受給資格認定・却下通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(所得の範囲)

第4条 条例第5条第1項及び第2項に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第

2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によつて課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

（所得の額の計算方法）

第5条 条例第5条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の合計額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

（1） 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号から第4号まで又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

（2） 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除（同法に規定する同一生計配偶者又は扶養親族である障害者に係るものに限る。）を受けた者については、その控除の対象となつた障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者であるときは、40万円）

（3） 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については、27万円

（4） 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号の2に規定する控除を受けた者については、35万円

（5） 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

（6） 前項に規定する市町村民税につき、地方税法附則第6条第4項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

第6条 条例第5条第2項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額並びに同

法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となつた障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者であるときは、40万円）

(3) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については、27万円

(4) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号の2に規定する控除を受けた者については、35万円

(5) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

(6) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法附則第6条第4項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額
(支給の制限に係る通知)

第7条 市長は、条例第5条第1項又は第2項の規定により、支給の制限を決定したときは、**重度心身障害児童福祉金支給制限決定通知書**（第3号様式）により通知する。

(消滅通知)

第8条 条例第8条第5号に該当したときは、**重度心身障害児童福祉金受給権消滅通知書**（第4号様式）により通知する。

(福祉金の返還請求)

第9条 条例第10条の規定による**重度心身障害児童福祉金**（以下「福祉金」という。）の返還請求は、**重度心身障害児童福祉金返還通知書**（第5号様式）により行わなければならない。

(届出)

第10条 条例第11条第1項の規定による届出は、**重度心身障害児童福祉金受給資格消滅等届**（第6号様式。以下「受給資格消滅等届」という。）によるものとする。

2 条例第11条第2項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める様式により届け出るものとする。

(1) 条例第5条第1項の規定による受給資格者の養育する児童の所得及びその児童の扶養親族等の状況並びに同条第2項の規定による受給資格者の所得及び扶養親族等の状況 **重度心身障害児童福祉金所得等状況届** (第7号様式)

(2) 条例第7条の規定による福祉金の辞退 受給資格消滅等届

(3) 申請書の記載事項の変更 受給資格消滅等届

3 前項第1号に規定する届出は、11月30日までに(その日以後新たに条例第3条の認定を受けた者にあつては、当該認定後速やかに)行うものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

2 昭和41年いわき市告示第24号により施行された平市**重度心身障害児童福祉年金支給条例施行規則**(昭和40年平市規則第13号)、磐城市**重度心身障害児童福祉手当条例施行規則**(昭和41年磐城市規則第17号)及び内郷市**重度心身障害児童福祉年金支給条例施行規則**(昭和41年内郷市規則第2号)は、廃止する。

附 則(昭和42年12月27日いわき市規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年3月31日いわき市規則第11号)

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月28日いわき市規則第15号)

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年3月31日いわき市規則第13号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年6月30日いわき市規則第58号)

この規則は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則(平成5年3月31日いわき市規則第14号)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に作成された帳票等で残存するものについては、当分の間、必要な調整をして

引き続き使用することができる。

附 則（平成7年3月31日いわき市規則第25号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日いわき市規則第34号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に作成された帳票等で残存するものについては、当分の間、必要な調整をして引き続き使用することができる。

附 則（平成16年3月31日いわき市規則第21号）

- 1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のいわき市**重度心身障害児**童福祉金支給条例施行規則の規定によりされた手続その他の行為は、改正後のいわき市**重度心身障害児**童福祉金支給条例施行規則の規定によりされた手続その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行前に作成された帳票等で残存するものについては、当分の間、必要な調整をして引き続き使用することができる。

附 則（平成16年12月28日いわき市規則第52号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後のいわき市**重度心身障害児**童福祉金支給条例施行規則の規定は、平成17年4月1日以後に福祉金の支給を受ける受給資格者に係る当該受給資格者の養育する児童の所得及び当該受給資格者の所得（以下「受給資格者等の所得」という。）の額の計算方法について適用し、同日前に福祉金の支給を受ける受給資格者に係る受給資格者等の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後のいわき市**重度心身障害児**童福祉金支給条例施行規則第6条第2項の規定は、平成18年4月1日以後に福祉金の支給を受ける受給資格者に係る受給資格者等の所得の額の計算方法について適用し、同日前に福祉金の支給を受ける受給資格者に係る受給資格者等の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月31日いわき市規則第5号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日いわき市規則第17号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日いわき市規則第16号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日いわき市規則第14号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後のいわき市重度心身障害児童福祉金支給条例施行規則第5条第2項第2号の規定は、平成31年度以後の年度分の重度心身障害児童福祉金の支給を受ける受給資格者に係る当該受給資格者の養育する児童の所得及び当該受給資格者の所得（以下この項において「受給資格者等の所得」という。）の額の計算方法について適用し、平成30年度分までの重度心身障害児童福祉金の支給を受ける受給資格者に係る受給資格者等の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月24日いわき市規則第52号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後のいわき市重度心身障害児童福祉金支給条例施行規則第5条第2項及び第6条第2項の規定は、令和3年度以後の年度分の重度心身障害児童福祉金の受給資格者（いわき市重度心身障害児童福祉金支給条例（昭和42年いわき市条例第33号）第5条第1項に規定する受給資格者をいう。以下この項において同じ。）の養育する児童の所得及び受給資格者の所得（以下この項において「受給資格者等の所得」という。）の額の計算方法について適用し、令和2年度分までの重度心身障害児童福祉金の受給資格者等の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

（表面）

重度心身障害児童福祉金受給資格
認定申請書（兼）支給台帳

年 月 日

いわき市長 様

- 注意 1 太枠の中だけ記入してください。
2 □のある欄は、該当する箇所に☑印を付けてください。

申請者氏名（フリガナ）				
申請者住所			電話番号	
対象児童氏名（フリガナ）			年 月 日生	申請者との続柄
障害名及び障害程度（具体的に記入してください。）			就学状況	
身体障害者手帳 □ 有（ <small>都道府県</small> 第 号 年 月 日 交付 種 級） □ 無			<input type="checkbox"/> 未就学 <input type="checkbox"/> 就学猶予 <input type="checkbox"/> 就学免除 <input type="checkbox"/> 在学中 （ ） 学校 （ ） 学年 <input type="checkbox"/> 卒業	
療育手帳 □ 有（□ A □ B） □ 無				
家族の氏名	生年月日	対象児童との続柄	勤務先	電話番号
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

添付書類 住民票の写し
申請者の預金口座を記入してください。

名義人	口座の種類 □ 普通 □ 当座	口座番号
銀行等名	銀行	支店等名 店

□ 認定 認定番号 第 号	調査員氏名
支給開始(年 月 日から)	調査員の調査結果
□ 却下(理由)	□ 条例第 条第 号に該当 □ 非該当
決 所 長 次 長 係 長 係 員	起案者 公 印
裁	起案 ・ ・ 決裁 ・ ・ 施行 ・ ・

重度心身障害児童福祉金受給資格認定通知書
却下

年 月 日

様

いわき市長

印

認 定 内 容	<input type="checkbox"/> 認 定 <input type="checkbox"/> 却 下	
認 定 番 号	第 号	却下の理由
受給対象児童氏名		
福 祉 金 の 額	年額 円	
支 給 開 始 時 期	年 月から	

備考

- 1 受給資格の認定を受けた方の住所等について変更があつたときは、速やかに重度心身障害児童福祉金受給資格消滅等届を提出してください。
- 2 この決定について不服があるときは、この通知を受け取つた日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して書面をもつて審査請求をすることができます。
- 3 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、いわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の規定による審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

重度心身障害児童福祉金支給制限決定通知書

年 月 日

様

いわき市長

印

あなたの重度心身障害児童福祉金については、次のとおり支給の制限を決定しましたので通知します。

認 定 番 号	第 号
受給対象児童の氏名	
支給制限の対象	
支給制限の理由	
特 記 事 項	

備考

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して書面をもつて審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、いわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の規定による審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第8条関係）

重度心身障害児童福祉金受給権消滅通知書

年 月 日

様

いわき市長

印

受給対象児童の氏名	認定番号 第 号
消滅の理由	
消滅年月日 年 月 日	

第 号
年 月 日

重度心身障害児童福祉金返還通知書

様

いわき市長 印

あなたがすでに受給した重度心身障害児童福祉金については次のとおり返還してください。

なお、返還金は同封した納入通知書により納入してください。

認定番号 第 号	返還金額 円（ 年 月から 年 月まで）
返還の理由 ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----	

重度心身障害児童福祉金所得等状況届

年 月 日

いわき市長 様

住所

届出者

氏名

電話番号

- 注意 1 太枠の中だけ記入してください。
 2 □のある欄は、該当する箇所に☑印を付けてください。

受給対象児童	氏名		生年月日		
			年	月	日生
	住所				
	施設への入所状況 <input type="checkbox"/> 入所している。(施設名) <input type="checkbox"/> 入所していない。				
身体障害者手帳及び療育手帳の所持状況 <input type="checkbox"/> 持っていない。 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳を持っている。(種 級) <input type="checkbox"/> 療育手帳を持っている。(<input type="checkbox"/> A ・ <input type="checkbox"/> B)					
家族の状況					
家族の氏名	生年月日	続柄	職業 (学年)	年分 所得額	扶養親族数等
	・ ・			円	
	・ ・			円	
	・ ・			円	
	・ ・			円	
	・ ・			円	
	・ ・			円	

特記事項
